

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和 6 年 9 月 17 日（火）
午前 9 時 59 分開議

議員定数 9 名

出席議員 9 名

堀内 和久	垣内 憲一
板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	高本 勝次
岡本 安弘	辻本 勉
土井裕美子	

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

1. 議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について
2. 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
3. 請願第 5 号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について
4. 所管事務調査（市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について）
5. 所管事務調査（（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について）

説 明 員

副 市 長	小原 秀紀	教 育 長	今田 実
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総 務 部 長	中岡 勝則
財 政 課 長	三嶋 信史	消 防 長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	建 設 部 長	西前 克彦
上下水道部長	堤 健	健康福祉部長	久保 雅裕
こども課長	萱野 健治	病院事務局長	池之内正行
医 事 課 長	谷澤 由紀	教 育 部 長	岡 一行
教育総務課長	丸山 恭司	生涯学習課長	長谷川典史
会計管理者	兼井 和彦	監査事務局長	岩坪 恭子
選管事務局長	辻本 昌亮		

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長 笹山 奨
議事調査係長 中井 ユリ

書 記 諸田 泰己

(午前9時59分 開議)

○委員長（堀内和久君） ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、9月12日の本会議において本委員会に付託された議案第8号、第10号、並びに請願第5号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について

○委員長（堀内和久君） 議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（萱野健治君） おはようございます。それでは、議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について説明させていただきます。議案書は72ページから76ページになります。それでは、早速ですが、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1. 条例の改正の主旨についてですが、本条例は、紀見こども園の令和7年4月開園にむけて、関係条例の改正等を一括して行うものとなります。紀見こども園につきましては、現在のところ建設工事は順調に進んでおりまして、予定どおり来年4月に開園できる見込みとなっております。そこで、開園にむけて関係条例の改正等を行うものとなります。

次に、2. 本条例の概要について説明させていただきます。本条例は、5つの条例について一部改正と廃止を行うもので、順に説明させていただきます。まず（1）橋本市立こども園条例の一部改正についてです。

議案書は73ページになります。この改正は、別表に新たに現在建設中の「紀見こども園」の名称と位置を追加するものになります。

次に、（2）橋本市立保育所条例の一部改正です。議案書は73ページ下段から74ページになります。この改正は、別表から「紀見保育園」を削除するものとなります。これにより市立保育園は、三石保育園と保育所型認定こども園である高野口・すみだ・橋本・応其こども園の4つの園が残ります。なお、紀見こども園につきましては、幼保連携型認定こども園として建設するため、この条例には追加はしておりません。

次に、（3）橋本市立幼稚園設置及び管理条例についてです。議案書は74ページになります。市立幼稚園は、今年度、紀見幼稚園と境原幼稚園が閉園となることにより、すべて閉園となることから、条例自体を廃止するものとなります。

次に、（4）橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正です。議案書は74ページから75ページになります。この改正は、市立幼稚園がすべて閉園となることから、第4条、そして第6条、第13条、別表第3にある幼稚園に関する記載部分を削除するものとなります。なお、現在、市立幼稚園において水曜日は預かり保育を行なっていませんが、紀見こども園では水曜日も預かり保育を行う予定としております。

最後に、（5）橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部改正です。議案書は75ページになります。この改正は、同じく幼稚園がなくなることに伴い利用対象者を定めた第5条による幼稚園記載部分を削除するものとなります。

以上が、今回、議案としてあげさせていただいている紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例の説明となりますが、この際ですので、来年4月に開園を予定している紀見こども園の概要について説明させていただきたいと思っております。

資料の3. 紀見こども園についての（1）施設の概要についてです。施設類型は、幼

保連携型認定こども園。場所は、橋本市紀見ヶ丘の元柱本幼稚園用地となります。構造は、鉄骨造 2 階建。延床面積は、1,086.35 m²です。定員については、63 名を予定としておりますが、先日から行なった保護者アンケート等を踏まえ、増やすように見直す方針でありまして、現在、紀見保育園、境原幼稚園に在籍している紀見こども園を希望する方は、優先的に入園できるように調整しまして、規則で定員を定めていきたいと考えています。運営方式は公設公営で、市の直営で運営し、園で行う保育事業としては、市内で 9 か所目となる子育て支援センター事業や一時預かり事業を行なっていく予定です。一般型の一時預かり事業は、保育者の就労、傷病等により家庭において保育を受けることが一時的または緊急に困難となった児童を預かる事業で、市内で 4 か所目の開設というふうになります。

次に、別添資料、紀見こども園ご案内をご覧ください。こちらは、現在考えている紀見こども園での教育・保育内容等をまとめたものとなります。抜粋して説明させていただきます。別添資料の 2 ページには、「教育・保育目標」や「めざす子ども像」、「本園が大切にしている取組・特色」を記載しています。大切にしている取組・特色では、個人差に配慮した、一人一人の個性を大切にしたい保育を掲げている他、他園や地域との交流・連携なども進めたいと考えています。

3 ページから 5 ページには、施設の概要を記載しています。3 ページには、職員構成を記載しております。来年度に向けて 5 名の保育教諭の採用を進めておりまして、十分な体制で運営にあたりたいと考えております。4 ページの上段には、園舎内を見取図を記載しています。1 階に 0 歳児から 2 歳児の保育室や職員室、調理室、遊戯室を配置し、2 階には、3 歳児から 5 歳児の保育室等を配置しています。その下段には、クラス名に込めた思いということで記載しております。0 歳児がおひさま組、1 歳児がくも組など、自然にちなんだ名前とし、空を見上げ、強い気持ちを持って大きな

って欲しいという思いを込めています。

5 ページの保育開園日及び開園時間については、現在の保育園・幼稚園と変わりはありません。

6 ページには、こども園の一日の流れを記載しております。現在の園生活と大きく変わるところはありませんが、幼稚園部分の 1 号認定児については、2 号認定児と一緒に過ごすことになるのと、これまでお弁当だったのですが、昼食が給食というふうになります。7 ページには、予定している主な行事、8 ページには、利用者負担額及び必要経費や給食などについて注意事項等を記載しています。なお、入園説明会では、入園のしおりを配布しまして、詳細な説明を保護者に対してしていきたいと考えております。

以上が、簡単ですが現時点で考えている紀見こども園の概要となります。今回の紀見こども園につきましては、幼保一元化の方針の仕上げとなるものでありまして、また、市が直接運営する初めてで唯一のこども園ということになります。そこで、建設にあたっては、幼稚園、保育園、たんぼぼ園の職員等で構成するプロジェクトチームを立ち上げて検討を重ねてきました。このプロジェクトチームでの議論を通じまして、これまで公立園で積み上げてきた経験と知見を生かし、その集大成となるように取り組んでいます。現在、公立保育園で提供している丁寧な乳幼児保育、公立幼稚園で提供している少人数ならではの幼児教育の双方のよいところを受け継ぎ、子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達の状況に寄り添った丁寧な保育を行うなど、近隣のたんぼぼ園とも交流を行いながら、公設公営ならではのよさを生かした教育・保育に取り組む方針ですので、よろしくお願いいたします。

最後に、資料に戻っていただいて、今後の主な予定を説明いたします。令和 7 年度に向けての入園申し込み等の手続きは 10 月から開始いたします。入園説明会は 2 月下旬、竣工・内覧式は、工事の進捗にもより

ますが、2月下旬から3月上旬を予定をしておりまして、入園の集いを4月5日に開催する予定としております。

以上、簡単ですが、本議案の条例改正についての説明と、紀見こども園の概要の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） おはようございます。ちょっとお聞きしたいんですけども。紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園っていうことで、それまで受け入れてた人数から言うと63名っていうのは、何か少ないように思うんですが、どういうことからこうなったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） もうこれ、設計する前の段階で当時の状況を踏まえて定員を設定したものと考えておりまして、それ以来63名っていうことで建設を進めてきました。今年度、今年の5月に保護者のアンケートを取ったところ、割と希望者が多かったっていうこともあるので、広さの制限はあるんですけども、すべての方を受け入れるように定員の見直しっていうのは考えておりまして、定員につきましては、規則のほうで定めていきたいということで、全員を受け入れるような体制にしたいというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君） 高本委員。

○委員（高本勝次君） そしたら、希望される人数、今のところ何人かわかるでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 5月時点のことですのであれなんですけど、その時点で希望する方は54名。ただ、0歳児は新しく入るので0歳児の定員は6名というふうにしておりますので、ほぼ63名満タンになる

ということで、増員というのを今のところ考えております。

○委員長（堀内和久君） 高本委員。

○委員（高本勝次君） これ質問じゃないんですけどね。ちょっとね、要望を含めたようなお話しさせてもらうんですけどね。聞いた話なんですけども、たんぼぼ園、現在行かれておられる子どもさんたちで、1年前に紀見こども園できたら、その1年前、入学する前にね、学校へ入学する前、1年前に、そういうこども園に行って慣らすっていうか、そういうようなね、ことはできないのかなっていう相談もありましたんで、できるか、できないかじゃなくて、そういう保護者のお話ありましたら、寄り添って聞いていただけるような話にならないかなっていうことなんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君） そういった要望は、高本先生の耳に、そういった要望は入ってきとるっていうことなんですか、それとも高本先生の要望なんですか。人伝えで聞いたこと。

お答えできますか。

こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 通常、たんぼぼ園とか、つくしんぼ園とか療育園に行かれてる方で、小学校への進学を考えて5歳になったら、地元で園に入りたいっていう要望は過去からあるところです。それは今回に限ったことではなく、ずっとあるところです。

ただ、今回につきましては、新しく園を開園するというので、進級時の数っていうのが読めないし、なかなか今の時点でどれだけ5歳児で希望されるかっていうのはわからないですけども、もちろん定員の空きがありましたら、入れるようになると思いますしっていうことですので、定員の増はなるべく考えていきたいっていうところなんですけど、たんぼぼ園の方やからといって優先的っていうのは、今のところそんな枠はないっていうのが正直なところなんです。

○委員長（堀内和久君）高本委員。

○委員（高本勝次君）優先的につていうことではなくて、そういう相談がありましたら、聞いてあげるようなことはできないでしょうかっていうお願いなんですけど。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）もうすでに話は聞いておりまして、保護者の、同じ方かどうかわかりませんが、そういう希望の方には話はさせていただいております。

すでに相談のほうに乗っております。

○委員長（堀内和久君）ありがとうございます。

ほかにありませんか。

垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）すみません。この紀見こども園、僕、一般質問でもお願いして、お願いしたっていうか、話しさせてもうてあったんですけども。ここ土地柄、雪の多いところで、凍結もなりやすい場所なんですけども、どういった体制で、そういったときするかとか、もうそなん決めてはるんですか。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）凍結のときどうするかっていうのは、正直特には考えて、対策というのは考えてないんですけども。例えば職員で、危ない危険箇所につとか、そういうことはできるのかなと思ひまして、根本的に送迎したりっていうことは、正直考えてないんですけども、おる職員のほうでは、できることはしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君）垣内副委員長。

○副委員長（垣内憲一君）すみません。できることって言うたら塩カリ撒いたりとか、そういったことですか。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）そのとおりです。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君）すみません。ちょっと紀見保育園の跡地のことで確認というか、お教えいただきたいんですけども。現在、原田区集会所のほうで一部をお貸しして、放課後デイをやらせとるんですけども、そこをうちがお貸しするときに、うちって言うか市が貸すときに話があったのが、紀見こども園ができたら、現在の保育園が空いてくるんで、そこへという話はチラッと聞いてたんですけども、その辺はそのとおりされるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君）こども課長。

○こども課長（萱野健治君）ここで決まった話っていうのはできないんですけども、話は伺っておりまして、相談はさせていただいております。

市としては、いずれ3園につきましては、解体するか売却するかっていうことで考えていくことになりますので、事業者さんともよく話をし、貸付あるいは売却ということは、相談してまいりたいというふうに考えてます。売却・貸付については、どういった手法をとるか、公募が基本ということもありますので、その辺についても内部でよく調整しまして、処分っていうのは考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君）辻本委員。

○委員（辻本 勉君）すみません。原田区のほうも、その集会所の和室の部屋を使っただけとるんで、当初から紀見こども園ができたら、現在の紀見保育園のところが変わるという話を聞いてるんで、それが進んでもらわんと、うちも困るというか、うちと言いますか原田区のほうも、その部屋をどうしても使いたいというか、もともとこども食堂の子ども等が、その畳の部屋でお父さん、お母さんも含めてみんなでワイワイ言うて食事の後ね、雑談したり、テレビもありますし、本も置いてたんで、そこで楽しく交流をしてたんでね。その場所がなくなってるんで、現在そういう交流する場所がちょっと少なくなってるんでね。できれば予定どおりね、変わってもらえたらありがたいんで。もう、要望で結構です。

○委員長（堀内和久君） ほかに。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） すみません。教えてください。これもし定員がオーバーしたときは、どういう優先順位をつけられて入園をされるのかだけ教えてください。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） この紀見こども園開園にあたっては、まず優先するのは、今の在園児の方で紀見こども園を希望する方っていうことですので、紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園に在園する方で、紀見こども園を利用する方っていうのは、もう優先的に入園していただくことになります。そして、定員に空きが出るかどうかというのわからないですけども、ほかに入園を希望する方っていうのもいらっしゃいますので、その方については、通常どおり申し込んでいただいて、枠の数に応じて優先順位、保護者の就労状況とか、そういうのも踏まえた優先順位つける通常の手続きがありますので、その順位によって、空き状況に応じて入っていただくということになります。

以上です。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） ありがとうございます。よくわかりました。

あと一点、4ページのクラス名に込めた思いの中の、ちきゅう組さんで、この、グローバルな人となれ5歳児。みたいなものがあるんですけども、これはどうですか、外国籍の方も受け入れていくよっていうようなイメージなのか、それとも教職員の中に外国籍というか、そういう英語の教育を取り入れたり、そういう思いがあって、カリキュラムちょっと何か入って、何かそういう特色ある何か教育があるとかそういうものがあるのでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 特に外国籍の方を受入れるとかっていう意識したものではなくて、ここで育ってくれる子どもたちがグローバルに世界に旅立って欲しいって

いう思いを込めて、スケールの大きな子どもになって欲しいっていう思いを込めて、名前をプロジェクトチームで考えて付けたものとなります。英語教育については、幼稚園については特にALTの方が今も来てくれたりしてますので、そういったことは、また、教育委員会とも相談して取り入れていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） ちょっと、条例関係のほうはないんですが、紀見こども園の園舎の見取図とか、今回初めて見せていただきましたので、この質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（堀内和久君） どうぞ。

○委員（土井裕美子君） 4ページの館の園舎内見取図なんですけど、グラウンドに、1階は2歳児さん1歳児さんが全部配置されて、0歳児さんも配置されてるんですけど、最初の1ページの写真を見ますと、ガラス張りの出入口みたいなのがあって園庭があるんですけど、このガラス戸のところから園庭のほうへ、バーッとみんな遊びに出るってことは可能なんでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） 出入りは可能となっております。この絵では直接グラウンドになっとんですけど、この手前には柔らかいゴムのシートみたいなのが張って、ケガをしないようにっていう配慮はしています。直接出入りはできるようになっております。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） そしたらもう一点。2階建てで、2階のほうが高学年っていうかな、3・4・5歳児さんで、ベランダもあってってことで、写真を見る限りにおいては危険がないように柵がきっちりと割と高い位置に付けてあるんですけど、いろいろマンションとかでもですね、何か箱を持ってきたその上に乗って遊んで、そっ

から転落したってということもあります。確か以前、2階建てのところでは、2階が結構低学年の子どもちゃんにして、5歳児とか4歳児とか結構わんぱく盛りのいろんな知恵が働いて動く子たちは下にして、安全性の確保っていうのをしたことも橋本市内であったかと思うんですけども、その辺のところの注意っていうかですね、先生がやっぱり常に見張ってないと、何をしでかさかわからへんっていうのが、やっぱり4歳児・5歳児だと思うんで、その辺のところの先生方の対応というか、2階に高学年を持ってきたっていう、そういう対応についてはどのように考えてらっしゃるんでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） レイアウト考えるときに、下を何歳にしよう、上を何歳にしようっていう話は、どのプロジェクトチームでもしたんですけども、すぐ目の行き届くところで小さい0歳から2歳の子、職員室に近いところに配置しようっていうことになったのかなというふうに考えてます。

2階の、おっしゃるように転落防止というか、安全対策っていうのは大事なことで、絵にもありますようにフェンスは割と高めなものをしたりとか、先生の体制は十分なものにしたいというふうに考えてまして、防犯カメラのほうも2階から吊るすようになりになりますので、犯罪からの防止とか、転落の防止とか、見えとるこの外階段は、これ非常用のものになって常時は使えませんが閉めっぱなしにするとか、そういった配慮はしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） 保育園ね、こども園でしっかりとそういうベランダとか高いところに椅子を置いてぶら下がったりしては駄目なんだよっていうね、教育もしっかりしていくっていうのも、マンションでね、生活してるお子さんたちへの配慮も、配慮っていうか、教育的配慮で教えていただく

っていうのは、保護者としてもありがたいと思いますので、その辺のところの教育もしっかりとしていただけたらと思います。もう安全第一でございますので、よろしくお願いいたします。

ご答弁は結構です。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） すみません。一点教えてください。

小学校・中学校では2クラスが望ましいということなんですけども、こども園では全部1クラスなんですけども、これは問題ないというか、2クラスを追求されないということではよろしいでしょうか。

○委員長（堀内和久君） こども課長。

○こども課長（萱野健治君） こちらのほうは、2クラスというのは設定しておりませんで、当初から小規模園ということで考えております。丁寧な保育をするということなので、なるべく少ない人数で行いたいというふうに考えてますので、当初からクラスを分けるとか、そういったことは考えてませんで、小規模園っていうのを想定して進めてまいったところです。

以上です。

○委員長（堀内和久君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置 及び管理条例の一部を改正する条例に ついて

○委員長（堀内和久君）次に、議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）皆さま、おはようございます。それでは、議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について 説明いたします。

こちらの条例ですが、本条例は、橋本市郷土資料館並びに橋本市あさもよし歴史館について 2 館を統合し、令和 7 年 4 月 1 日から橋本市橋谷 1 番地の 1 に移転することに伴い、橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正するものです。なお、橋本市立あさもよし歴史館設置及び管理条例は、附則で廃止します。

それでは、改正後の条例について説明いたします。まず、第 1 条ですが、こちらでは、資料館設置の目的を述べております。現在、第 3 条に記載されている事業の一部もこちらで述べております。第 2 条、ここでは、資料館の位置を橋本市橋谷 1 番地の 1 に定めることを述べております。第 3 条、こちらでは、資料館設置で行われる事業を述べております。第 5 条、こちらは、資料館の休館日について述べています。現在は、橋本市立郷土資料館設置及び管理条例施行規則第 5 条で定めています。第 6 条、こちらは、資料館の開館時間について述べています。現在は、橋本市立郷土資料館設置及び管理条例施行規則の第 4 条で述べております。第 7 条、こちらは、資料館が特別展示を行う際の観覧料について述べております。第 8 条、ここでは、資料館の資料の貸出しについて述べています。第 14 条、ここ

では、資料館の運営に関し館長の諮問に応じる協議会について述べております。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）すみません。条例改正なんで特に問うことはないんですけど、この建屋は公民館とセットですけども、郷土資料館、あさもよし歴史館、これは財源、最適化事業債やったのかな。ちょっとそれ一個教えて欲しいのと、最適化事業債やったら、3 年、5 年以内に跡地利用うたわれると思うけど、どういうふうにしていくか、ここまでセットでちょっとお答えいただきたいのと。最適化事業債であればね。

もう一個が、こども園さんみたいに駐車場とか図面とか書いてくれてあったら、配置図とかあったら嬉しかったんやけども、こども園さんやったら書いてくれとるんで、配置とか入口がどうか、一回、紀見公民館だけ先にオープニングっていうか、式典やっとするんで、ある程度はわかると思うんですけど、多分、条例等に基づいて、消防法とかちゃんと検査クリアできとるからいいと思うんですけども、やっぱりこういうときは、議員の可決の前に、非常階段であったりとか、逃げるところがどうか、そういうのはやっぱり私的には知っておきたいなっていうのは、ちょっと資料不足なんかなっていうのは、教育委員会に申し述べたいと思います。それは答弁結構です。

あと駐車場ですね、一回見に行ったんですけど、本来、あさもよし歴史館、郷土資料館、紀見地区公民館、3 つ足して駐車場がどんだけあって、どの議論されて何個になったんか、これをお答えください。

○副委員長（垣内憲一君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）まず、その財源の話ですけども、公共施設等適正管理推進事業債を充当してまして、これが施設統合

してから5年以内に除却するっていうことが条件になっておりますので、あさもよし歴史館と郷土資料館については、今のところ、令和7年度に解体設計、令和8年度に解体工事という内容で、整備計画の中で検討しております。

○副委員長（垣内憲一君） 駐車場の件は。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君） 駐車場につきましては、紀見地区公民館と郷土資料館が建っている建物の敷地内と、それと、もともとJAの紀見支所があった土地、そちらを駐車場としております。2か所合わせますと、大体、五十台程度となっております。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） すみません。私、聞いとんのは、答えは五十台になってます。紀見地区公民館が、例えば、見たら二十台ぐらいしか停められへん、ちょっと歩いたとこ、JAのところに三十台ほど追加で買っとる、何かイベントするときは、さらにどっかへいったらなんぼ貸してくれるって、これ後付けで行政がよくするパターンですわ。私、言いたいのは、あさもよし歴史館で何台あって、郷土資料館で何台あって、旧紀見地区公民館が本来何台あったのを認識してこの形に持っていったのかっていうことを聞きたいんです。わかります。お願いします。

○副委員長（垣内憲一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君） 駐車場の台数につきましては、もちろんその従前使えた台数というものもあるんですが、地元のほうから、できるだけ広い駐車場という要望がありましたので、今回この形となっております。

○副委員長（垣内憲一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君） あさもよし歴史館につきましては、五台程度しか停められない状態です。郷土資料館につきましては、もう敷地内の駐車場っていうのは、ほとんどありません。本当に職員、業務で使う駐車場と、それプラス一、二台置ける

程度、あとは杉村公園の駐車場を利用するっていう形になっております。もともとの紀見地区公民館、ちょっと駐車場台数何台置けたって、ちょっとしばらくお時間ください。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） もう結構ですわ。

次の質問なんですけども、おそらく紀見地区公民館って城山台の真ん中のほうにあったんで、割と世帯数よりは、明らかに少ない。でもそれで地域が機能してきたんであれば、別に車族じゃなくて歩く人たちが多かったんであろうっていうことで、30年、40年って使ってきたであろう公民館やから、それは否定するものではないので、例えば、紀見地区公民館が二十台程度置ける。あさもよし歴史館が五、六台置ける。杉村公園があったと言えども、昔の郷土資料館っていうたら格式あるもんやと私ら小さい頃は思ってたんで、杉村公園との線引きがないにしても、数十台置けるであろうと。その答えで今回の、今の課長さんの答弁やったら五十台ぐらいが望ましいか否か結果はわかりませんけども、これが地域の要望で、少しでも広い駐車場欲しいっていう、ここに私は聞きたいことがあるんですけども、ちょっと歩いたとこに、JA跡地のことを言うとなんやと思うんですけどね。あそこは歩いて2、3分かかるのかな、歩道あるから行けるんかもわかんないですけど数分。それだけで五十台、足して五十台やと思うんですけども、足して五十台っちゃうことは、二十五、二十五に仮に分けたとして、郷土資料館と公民館で二十五台程度ずつしかないっていうことなんですよ。これがどうなんやろうと僕の中では思うんです。横にすぐ駅とかバス停とか、あるんやったら話もわからんでもないんです。一度、僕、見に行っただんですけども。ちょっと少なすぎれへんのかなって。だから、土地が少ないから仕方ないやんっていう議論になろうかと思うんですけども。だから今後、郷土資料館っていったら、最初はオープニングで人来ると思うけど、岡潔数学体験館と同じ

で、ある程度2、3年経って落ち着いたときの駐車場の必要性の概算見積もりというか、どれぐらい来て欲しかったのっていう話がどれだけ詰めれとるかっていうことですよね。公民館事業は、365日スケジュール大体決まっとして、どれぐらい車いるか、車停まるか、自転車停まるか、単車で来るか、これは理解できると思うんです。それプラス郷土資料館なんですよ。だから、どうなるのかなって、小さ過ぎれへんのかなとか、今後どうしていくのかなっていうのを、すごい気になるんですよ。公民館って、割と地域のコミュニティの拠点やと思うんで、ちょっと私ら住んでるところ辺やったら、かなり大きいですよ。学文路地区公民館、無茶苦茶広いですよ。ほか、三石かな。あの辺も、ちょっと微妙な感じやけど、そこそこ広さもあると思うけど、ちょっと人口の割には少ないと思います。東部コミュニティセンター、高野口公民館、かなり駐車場の量、横に違う公共の施設があるから夜貸してとか言えるのかもわかれへん。この辺の検討っていうのは、割と人口比率の高いところに、最適化事業債使って持っていったって何かを抱き合わせた割には、分母が小っちゃすぎるんではないんかなっていうことを聞きたいんです。

別に、文句言うとするわけではないんやけども。今後の展開っていうのは、どういふふうに思とるか、もうこれ以上聞けへんのでそこだけ聞いたら、もう結構ですわ。

○副委員長（垣内憲一君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）おっしゃるように、今まで徒歩で通っておられた方が、車に乗って、また移動して来られるという方も、今後は増えるかもしれませんけども、今回も駐車場の敷地を確保することに関しては非常に困難でありまして、今後もそれ、館が始まってから、やはりこれ駐車場どうしても狭いな、手狭やまなっていることであれば、臨時に借りるところであるとか、あるいはまた追加で買収というかですね、市が所有することになる土地であるとか、そういったことを選択肢とし

ては考えられるかと思います。それはもう、やはりちょっと動き出して、やはり使用の実態を見てですね、今後検討してくことになると思います。

○副委員長（垣内憲一君）堀内委員長。

○委員長（堀内和久君）そしたら、今の使用実態と統計と予想の数値っちゅうのは、これで大体8割ぐらい適当であるっていう考えのもとに開館した、もしくは次を開館しようと思とるっていう認識でよろしいですか。

○副委員長（垣内憲一君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）実際に何台必要になるかっていうのが、想定することは非常に難しかったと思います。今、自分たちでできるところをまず、その土地を確保したという、そういう段階です。

○委員長（堀内和久君）はい、結構です。

ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）第7条なんですけど、常設展示をしているときは無料ですね。ただし、期間を定めた特別な企画による展示を観覧しようとする者は、1,000円を超えない範囲内っていうことなんですけど、これは例えば、どこかの団体さんが、こういう企画をしたいので、一緒に教育委員会とコラボでこんなんしませんかっていうようなことも想定してらっしゃるのか、この特別展示をする、特別な企画をする展示をするのは、もう教育委員会の中でしか考えてないのかっていうのは、どのようになっているんでしょう。

例えば、何かすごくこう岡潔先生の特別展を一緒にしましょうっていうお申し出があったときとかですね。そういう場合は、1,000円を超えない範囲でお金を取るけれども、その中の企画展の利益はどのようにするとか、そういうところで想定はされているのかどうかっていうのをちょっとお教えください。

○委員長（堀内和久君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）基本的には市の主催事業として特別展示展をする際

のことを想定しております。そこで、お金が1,000円という設定が、上限が設定があるわけですが、こちらに関しては、例えば、橋本市から出土した人物画像鏡等を、そこで展示しようとする、遠くから運搬、そういう非常に貴重なものを運搬して、そこで展示するというのには非常にお金がかかります。そのようなお金を少しでも、その費用を回収するために、そういう特別展示の際は、ちょっと特別にお金をいただくという、そういうことを、今、想定しております、おっしゃるように、どっかの団体とちょっと共同でしてっていう、そういうことを想定しているわけではありません。

○委員長（堀内和久君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） それはわかるんですけど、そういうことは今後想定はしないってことなんですかね。

せっかくいい建物が建ったので、中を見せていただくと、青写真を見せていただくと、なかなか狭いので、実質的には無理かもしれないかもしれませんが、でも、どんないい企画をですね、民間の方が持って来ていただけるかもしれないから、やはり今後は、そういうことも想定していないといけないのではないかなと思うんです。そうすると、1,000円を超えない範囲内で、市長が別に定める観覧料を納付しなければならないっていうことは、1,000円を絶対超えたらあかんっていう、そういうことなんですよ。その辺のところはどうなんかなって、ちょっと疑問に思って。別途、内規とかで民間の業者とのコラボする場合は、どうのこうのっていうようなのがあんなかなって、ちょっと思ったんですけど、ここに、条例には書いてないですけども、別に定める何かがあるかなと思ったんですけど、そういうことは現在は想定されてないってことなんですか。

今後、そういうのも必要なのではないかなと思うんですけども。ご検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君） おっしゃるように、そういう団体さんからの申し出がある可能性はもちろんありますので、その際には内容を検討してですね、対応することになると思います。

ただ、この上限1,000円を超えない範囲っていうのは条例で定めておりますので、それを基本とした展示をしていただけるような、そういうふうな、こちらの投げかけというか、提案にはなるのかなと思います。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

板橋委員。

○委員（板橋真弓君） おはようございます。郷土資料館の、多分、たくさん膨大な資料があると思うんですけども、それはどのようなになるのか。ここでちょっと条例とは関係はないと思うんですけど。どのように保管とか、そういうことに関してちょっと教えてください。

○委員長（堀内和久君） 展示物ですか、展示外のやつ、残ったやつちゅうことですか。

○委員（板橋真弓君） 残り。

○委員長（堀内和久君） 残りっていうことですか。

○委員（板橋真弓君） 展示物以外の。

○委員長（堀内和久君） 持っていけない部分っていうことですね。

○委員（板橋真弓君） 持って行けない部分ですね。

○委員長（堀内和久君） 答弁願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君） 今の資料館、現在ある資料館よりも新しい資料館に持って行ける量というのは少なくなります。当然、物としては整理して、別な場所で保管するもの、それから、これはもう廃棄というかですね、処分するもの、そういったものは振り分けは出てくるかと思いますが、別な場所で、展示も入れ替わりますので、もうそのとき展示しないからすべて処分するというわけではなくて、これはまた別な機会に展示しようというものも当然ございますので、そういったものはまた、今の資

料館とは別な場所に保管することを考えております。

○委員長（堀内和久君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）処分もね、ボロボロになったものとかってというのは処分の対象になるのか、その辺の基準っていうのはちょっとわからないんですけども。デジタル化っていうか、今ちょっとそういう時代になってきてるので、そういう形で保管するってような方向性はあるのでしょうか。

○委員長（堀内和久君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）処分するしないにかかわらず、デジタル化というのはできるだけ進めるように、もう以前からしております。

○委員長（堀内和久君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について

○委員長（堀内和久君）次に、請願の審査に入ります。

請願第5号の紹介議員は、阪本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第142条第1項の規定により紹介議員の阪本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願います。

阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君）おはようございます。請願書を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。ちょっとお待ちください。すみません。

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願。請願趣旨 教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置問題が学校教育にも深刻な影響をもたらしています。この様な状況のもと、教員を志望する学生の減少、せっかく教職に就いても離職してしまう教員が後を絶たず、代替が見つからない学校ではその負担を現場の教職員が担わされ、さらなる多忙化を生み出しています。この問題を解消するために、国においても中央教育審議会で「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正もふくめた審議がすすめられていますが、教職員の大幅増員や教員の処遇改善は、教育現場を支える教員を確保するためにも、すぐに改善を図らなければならない喫緊の課題です。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教員を正規職員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが必要です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること。

2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給を可能とする給特法の改正をおこなうこと。

以上です。

採択よろしく願いいたします。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） すみません。二点ほどあるんですが。一点目は、2項目めの長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給を可能とするって書いてるんですけど、そこがちょっと僕リンクしなくて教えていただきたいんですけど。なぜ、残業代を支給すると長時間労働が抑制されるのかについて説明をお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 阪本委員。

○紹介議員（阪本久代君） 一緒に付けてあった資料もあると思うんですけども。これは、全教が調査した資料ですけども、

教員の残業は全国的なものです。月平均 96 時間 10 分。けども、残業って、何時間残業したらって言うことで言ったら、残業の 1 時間に幾ら増えるとかって言うのがあるけども、今は一定の金額しかついていないので、正確にこの残業時間ですれば、今、支払われてる 4 % 以上の残業を実際にはしてるわけです。平均で言えば。それを今 13 % とかに増やすとかって言うてるけれども、それでもまだ足りないぐらいの残業を平均で言えばやってるわけなんです。だから何時間残業してるのかって言うのを正確に出すことが、残業を抑えることにつながるというところで、この残業代として支給をすれば、長時間労働を抑制することにつながるんじゃないかということで 2 番があります。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） ここはちょっと教育長に聞きたいんですけど、その、今の話っていうのは、見える化という意味では確かにあると思うんですけど、それが本当に残業抑制につながるのかどうかという件について、ちょっと見解というか、ご意見あれば。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 本市でも、本年度から本格的に、具体的にどれぐらい残業という形で先生方が業務を行ってるかっていうことを把握し始めました。去年から試行して今年から本格的にやっています。

その中で一つわかってきたことは、きちっと見える化していくことが、やっぱり意識をそこに向けるっていうことで、一定の抑制効果あるかなと、そんなふうには思っております。けれども、これというのは、直接的なものではないかなとも思っております。

以上です。

○委員長（堀内和久君） 岡本委員。

○委員（岡本喜好君） ありがとうございます。この請願の考えも私、なるほどと思うんですけども。

もう一点は、今、1クラス35人っていう人間を、定数を30人に減らしてくれっていう請願を何かしたほうが、実質1人あたりの先生が面倒見る、先生が子どもたちが少なくて残業代減るのに寄与するんじゃないかという、私は思うんですけども。その出し方なんですけども請願の。これ教育長からしたら、残業代をつけたほうが、教職員の負担軽減になるのか、1クラスあたりの上限を30、今、40から35、35から今度30に例えばするっていうふうにしたほうが、教職員の実態的な負担軽減になるのか、どちらのほうの主観で結構ですので、ご意見いただければ。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） こういった議論があちこちでされていてニュースなんかでも出ているんですが、先生方がどういう思いを持っているかという、この4%を上げて欲しいというよりは、やっぱこう、今、ここで提案されてる、例えば、持ち時間数を下げるような取り組みをすとか、そちらのほうをやっぱり大事なことであるっていうような意見を言われてることが、よく耳にします。

私自身も、本質的なところは、先生方の絶対的な時間数、勤務の時間数を減らすための工夫をしていくことのほうが、私自身は大事なことから、そんなふうにおもってるところで、議会の議場においても、私自身コマ数の話もしたと思うんですが、そういったところは大事なことから、そんなふうにおもっております。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 教員の長時間労働っていうのは、もう全国的な共通する問題で、どこでもそういうことが起こってると思うんですけども、結局私が思いますのは、結局、時間外と言え、保護者との対応とか、書類の整理をせなあかんとか、いろいろ打ち合わせしたり、授業の準備したりというようなことが結局時間外にしまわな

かんような状況になってると思うんです。だから、そういったことも考えていくと、かなり含めていくと時間外の労働っちゃうんですかね、それがかなり多くなって、現実には目に見えないところですよぐ多くなってきてるのが実際だと思いますんで、その辺は実際のところ当市ではどんな感じかなと思うんです。教職員組合からもお聞きしたいと思うんですけど。

○委員長（堀内和久君） 誰に問うてますか。阪本議員に問うとんですか、それとも当局やったら。

○委員（高本勝次君） 当局にお聞きしてます。

○委員長（堀内和久君） 当局。もしよかったら名指しで言うてくれたら。誰が答えるかちょっと私判断しかねますので、どなたに。

○委員（高本勝次君） 教育長、お願いします。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 今のご質問ですけれども、私自身、直接そのことを誰かから聞いたっていうことはありませんけれども、これは校長先生方とも話しをする中で、やっぱり何をどうして欲しいかっていうあたりは、先ほどから話しさせてもらったように、7時間45分の中で、やっぱり授業に向き合わな、授業していかなあかん時間っていうのは限られています。決められています。そしてその中、余った部分で、残った部分でほかの仕事をしていかなあかんっていうことになりますので、その7時間45分の中の、基本的に授業していかなあかん部分を少しでも改善していくことっていうのは大事なことでとそんなふうにおもっております。

先ほども言うたとおりです。ここは。

○委員長（堀内和久君） ほかにないですか。辻本委員。

○委員（辻本 勉君） 請願紹介議員にちょっとお尋ねしたいんですけども。

時間外労働、きちっとつけていくとなるとね、これ教員のね、給料体系っていうの

を、給与制度っていうのは、もう根本的に変わってくる要素があると思うんですよ。その、ちょっと悪いんですけども、僕ら調べて、教員の年収平均とか、そんなのは大体調べたら出てくるんですけども、それなりに賃金は低くはないと僕は思ってます。年齢的に言うてもね、教員の年齢から言うても、一般と比べてもそんなに低くはないと思うんですけども。その辺の、紹介議員は、この給与体系っていうのは、どういう給与制度、教職員の給与制度はどういうふうになってるのか、ちょっとお教え願えませんか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 給与制度。

だから、残業時間はどうのこうのじゃなくて、4%の上乗せでその中で全部しなさいっていうのが今の給与制度では。

○委員（辻本 勉君） 基本給はどれぐらいあってね、どういうふうな手当がついているんかとかね、そういう給与制度っていうのはご存じないんですか。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） 具体的には知りません。

○委員長（堀内和久君） 辻本委員。

○委員（辻本 勉君） 時間外きちっとつけていくとなるとね、その4%の問題も含めて、教職員の給与制度自体が大きく変わる要素が僕あると思うんですよ。根本的なね。法律を変えていかんといかんという問題もあるんでね。そのことを、先ほど岡本議員もあったんですが、長時間労働をなくすために、時間外をつけていけっていうのは、ちょっと何か矛盾がありそうな気がするんで、そこらを含めてね、もう少しその長時間労働言われたとおり、長時間労働せんでいいような状況をやっぱり我々としては要求して作り出していくっていうかな、そういう方向のほうが、やはりこの残業つこうがつこまいが長時間労働ってあんまりすべきじゃ僕はないと思うし、労働衛生上もね。そやから、時間外を減らす方法、どないしたら時間外減るんかっていうことをやっぱり

もっと模索して、そちらのほうをやっぱり要求していくということ。それが、教職員不足と連動しとるんやろうけども、教職員の不足っていうのはね、ほんまに、資料いただいとるけど、出してくれとるけどね、この和歌山県橋本市、教職員がね、ほんまに不足しとるんかっていうことも、僕ちょっとちゃんと調べんといかんと思うんです。

今、僕が思ってるのは、教職員、正規職員と講師の割合が、講師がかなり僕増えとると思うんですよ。市もそうですけども、正職員よりも会計年度任用職員が増えとる。一般企業もそうでしょ。正規職員よりも非正規の職員が増えとるというのは、これ大きな問題があるんで、その辺も含めていろいろ勉強せないかんのですけども、現状の本市の教職員の人数の問題っていうのは、教育長どのように把握しておられるのか。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 年度当初配置しなければならぬ定数については、充足してございます。

ただ、今、若い先生方増えてきていることもあり、途中でおめでたいことで、お子さんが生まれたりっていうことになれば補充をしていかないといけないという状況がこれからやっぱり出てきます。その時の入ってもらふ先生方を確保できてるかって言ったら、そのあたりは、かなり難しいところがあるかなと、そんなふうに思っております。

○委員長（堀内和久君） 辻本委員。

○委員（辻本 勉君） すみません。正職員と講師の部分っていうのはどれぐらいか把握されてません。

○委員長（堀内和久君） 答弁を保留させていただきます。後にということ。

ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 紹介議員のほうにお尋ねをします。この4%についてはね、私も地方の現場の声をしっかりと毎年国に届けていって、やっと法改正が起こってきたのかなと思うんですけども。今、中央教

育審議会のほうで、教員の残業代の代わりに基本給の4%を上乗せする教職調整額を10%以上にするというようなことを盛り込んだ対策案が了承されたっていうふうにニュースで出ていました。文科省としても、2025年の通常国会で教職員給与特別措置法、給特法の改正案を提出する方針ですっていうふうにニュースで出てたんですが、これについては認識はされていると思うんですが、その辺のところ、10%の改正案が提出してからになるんで、実際、もう少し時間がかかるかと思うんですけれども、それもお存じのうえで、なおかつこれをするっていうことと、定数法に関しても、やっとな35人、最初は1・2年生だけが35人であって、あとは40人だったのが、改正されて5年間かけて、2021年からやったかな、5年かけてやから来年か、来年度中には6年生まで全部35人学級にするっていう定数を、法案が成立してるので、なおかつ、まだもう一つ例えば今、岡本議員がおっしゃったように35人を30人にせよっていうふうなことを求めてらっしゃるのか、その辺のところがちょっと、今、国のほうも動きつつありますので、そういうのを、まだもっとやってくれっていうふうなことをおっしゃってるのか、それであればもう少し具体的な数字とかを提示して意見書とかいうのを出したほうが効果があるのかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○委員長（堀内和久君） 阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） ちょっと資料は持ってないんですけども、一応今、今の4%を13%にすると、そういうことで議論はされてるようなんですけど。13%になったとしても、実際その平均の残業代を出したうちの、満たさない、それでもまだ足りないっていうのが現状であるというふうに伺ってます。

先ほど教育長も言われたけれども、残業時間をきっちり出すっていうことは、やっぱり自分自身の労働を意識するっていうことでもありますし、だから、残業と思わずにしているところもきっとあると思うんです

先生方の中には。そういう時間を出すことが、実際には、やっぱり残業を減らしていくことにもつながると思うし、このコマ数で言えば、1クラスの定数を変えることだけではなくって、例えば、小学校だったら高学年だけ専科あるけど、低学年だったら全部の授業自分で、1人の先生がやらないといけないから1日6時間とか、ずっとしないといけないとかっていうのもありますけれども、ほかのところで言えば、上限を減らせば、週何時間持つかっていうコマ数減って、そのことが結局先生を増やさないといけないことにもつながっていきますので、今、出している請願っていうのは、請願者は考えて出されてると思うんです。

以上です。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） この請願に書いてある内容をどういうふうに理解するかということなんですけども、私思いますのね、さっき教育長もちょっと言っていましたけど、やっぱり授業の持ち時間の上限を、やっぱり決めておくっていうことがすごく大事やと思うんです。それと教員のどれだけ必要かという基礎的な人数、時間の上限とやっぱり教員の人数っていうのは、やっぱり把握して、それがやっぱり長時間労働を抑えていくことにつながっていくんじゃないかなっていう、そういう趣旨で、この請願出されてるように私思いますんで、その辺では教育長どうなんですかね、私そういうふうに理解してるんですけど。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、この中で決められていることは何かというと二つあります。一つは、1クラスの学級の人数は何人かということ。それと、それぞれの学校の規模、学級の数です。学級の数に合わせて何人の教員を配置するか、この二つが決められてあるんです。あと細かいこともあるんですけども、この中で何を求められてるかということ、これも

ちょっと私の推測なんですけれども、クラスの数に応じた配置人数を増やして欲しいということを言われてるのではないかなと思うんです。それを変えていくということになると、学級規模に対して乗ずる数っていうのがありまして、例えば、6クラスやったら、1.いくつっていう数字あるんです。掛ける数字。その数字を変えていったら人数が増えていきますから、そういうことを求められてるん違うかなと、これは私、この請願を読みながら私自身は感じています。

ただ、その数字を変えていくっていうことは、なかなか簡単に、数字は変えられるんですけれども、そもそもその数字を変えることが教員の業務負担軽減につながるかというと、国の方針としては、その標準の、その乗ずる数を変えるのではなくって、プラス α で学校がこういう教育をしたいっていうことに対して人を加配という形でつけていくという方向で国自身は考えてるんですよ。だから、どちらがいいかっていうことの議論については、私たちがするところではなくって、国がそういったことを議論してくれてるんですけれども、私自身としたら、少しでもやっぱり学校に対して配置できる教員が増えることが、やっぱり大事なことでと思います。それもやっぱり学校のやりたい教育の内容に合わせて、それが増えていくことがあれば、十分これ対応していけることかなと思うんです。そういったことで、国がこうやって決める部分と、私たちは、非常勤講師であるとか講師を市単独で配置してる事業もやっております。そのところで、市としては改善につなげていくことができたなら、そんなふうに思っております。

○委員長（堀内和久君） 高本さんいいですか、もうこの件に関してはいいですか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 教育現場にいらっしゃった教育長にちょっとお尋ねするんですけども。記の2番の教員に残業代を支給を可能とするっていうことなんですけど、私

も現場にいてたんですが、学校現場って子どもたちに教室で授業を教えるとか、採点をするとか、そのようなことだけではなくて、やはり中学校ぐらいになりますと、生徒指導っていう部分がとても大きなウェイトを占めてくると思うんです。そのときに、例えば、私も現場におったんですが、家出をした子どもたちがいるとか、町から、住民から情報が入って、ここで何かもめてるよっていうので、先生方が全部飛び出して行って、ずーっと夜中パトロールをしてという、そういう本当に、みんな一丸となって学校が子どもを一人を守るために動くっていう時間が、私の時代はたくさんあったんですよ。そういうところで、全部それをじゃあ残業代にできるのかっていうと、その辺のところはやりにくい部分があったので、多分その残業代っていうのにせずに教職の給与の何%っていうのにしましょうっていう、そういうことがあったから今の制度ができてると思うんですね。ですので、長時間労働を抑制するために残業代としてあげていこうっていうのは、なかなかその現場におけるものとしたら、ありがたいかもしれないけど、長時間労働の抑制にはならないと思うし、今の4%では私は少ないと思うんですけれども、10%以上っていうことで13%ぐらいにさせていただくのはありがたいと思うんですが、その辺現場としては、どのように皆さん感じてらっしゃるんでしょうね。やっぱり残業代で欲しいって、皆さん思ってるんじゃないでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） これ先ほども申し上げたんですけども、やっぱり超過勤務があるからその分、支払うっていうのは、これ普通、労働に対する対価ですから、これはもう必要なことだとは思っています。けれども先生方が今思ってることは何かっていったら、そうではなくって、そもそも先生方の労働時間を短くできるようなことのほうを望んでるっていうのは、これはよく聞く話だと思います。だから、これは一

緒の話ではなくて、別な話として捉えていくべきかなと私自身は考えます。

それと、この4%のところに含まれてるのは、何でもかんでも仕事この4%かっていったら違って、決められてる仕事内容ってあるんです。4つしかないんです。だから決められた仕事に対する、この4%が払われてるっていうことも、私たち自身は認識しておく必要があるかなと思っておるところです。

そしたら今、先ほど言われたような事例があったときにはどうするかと、それは学校の先生が本来担うべきものなのか、違うところがやるべきものなのか、一緒にやるべきものなのかっていうあたりを整理したうえで、全部が全部学校に担ってもらっていることは止めていきましょうっていうのも、国の方針として出ています。その認識も、学校だけでなく、学校を取り巻く周りの人たちが、そのことを認識してもらうことが大事やと、そんなふうに思っております。

それと、先ほど保留してた件について説明させてもらってよろしいでしょうか。

常勤の者だけで言いますと、正規職員が380、講師は49となっております。

○委員長（堀内和久君） 辻本委員、この答弁について、質問の続きありますか。もう結構ですか。

ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君） 阪本議員にちょっとお聞きしたいんですけど、今、皆さんのお話し聞いててもそうなんですけど、一番上の、この請願に書いてあるところなんですけど、言っではる内容はすごくわかって、本当に先生方大変なので、少しでもお給料ね、アップさせて、してあげたらいいなって思いはすごくあるんですけど、それとその学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するためっていうのが、もう辞める方が多いとか、なかなか学校の先生になりたいっていう方がいてないっていうことと、何か、つながっていないような気がする

んですけど文章的に、そこはいかがでしょうか。

○委員長（堀内和久君） 答弁できますか。

阪本議員。

○紹介議員（阪本久代君） すみません。文章的にっていうか、結局、悪循環してると思うんです。もう教職員は長時間労働でブラックだっていうところで希望する人が少ないとか、若い方で、実際に就職はして教師にはなったんだけど、現場に入ってみて、あまりにしんどいから、もう早く辞めてしまうとか、その中で教職員不足もあるし、その結果、またほかの方への負担で長時間にもなるしっていう、今現在は、もう悪循環になってると思うんです。文章がつながっていないっていうよりも。そのことを断つためにも、要するに教職員を増やして欲しいっていうことと、それと、なおかつ長時間労働は抑制して欲しいって、このことが一番大きいっていうか、そのネックになってるのも、この給特法があるっていうところ辺で改正を求めているっていうふうに、私自身は思っているんですけども。

○委員長（堀内和久君） 梅本委員。

○委員（梅本知江君） 残業代を支給するからといって、じゃあ教職員の方が、なりたいて方が増えたり、辞める方が少なくなるっていうのは、ちょっとまた別問題なのかなって感じるんですが。すみません。私の何かこう理解度が少ないのか。

以上です。

○委員長（堀内和久君） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） 土井委員の意見もあったんですけどね。結局、長時間労働に結果的になっていってる原因があるんですよ。その原因というのは、結局、授業の持ち時間がやっぱり多いと、もう一つは、やっぱり教員の人数が、やっぱり足りないっていう問題があるんで、つながって最終的に長時間労働につながってるんで、やっぱりその、その前の段階でね、そういうことが原因して、そういうふうになってきてる

んで、長時間労働の解決はね、今言われたその二つの点でやっぱり解決せなあかん。長時間労働やってるから残業代、残業代っていうのを強調するんやけど、結局のところ根本はそこのね、基本を増やして欲しいことと、持ち時間をね、やっぱり減らすことによって解決していくことにつながっていくんで、そこに目行けへんかったら残業代、残業代っていうよりも、その解決がまず大事やと思いますんでね、そのことをこの趣旨でもね、請願の趣旨で、そのこと強調してるとは思うんですよ。だから、そういう意味でちょっと考えていかなあかんという意見です。よろしく。

○委員長（堀内和久君） 答弁はいいですね。暫時休憩いたします。

（午前 11 時 17 分休憩）

（午前 11 時 24 分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

高本委員。

○委員（高本勝次君） これかなり大事な問題やと思うんですよ。全国的にどこも共通してるしね。だから橋本市の状況でどうかっちゅうこともあるのはあるんですけども。そういう意味でちょっと、賛成の立場でちょっと言わせていただきます。

ちょっと、少しばかりなんですけど読んでみたいと思います。教員の長時間労働問題は全国的な大きな問題になっております。現場の教員の要求というのは、授業の持ち時間数の上限を定めて欲しいと、教員の基礎定数を増やして欲しいっていうのが、もう率直な声であります、私も聞いておまして。もうそれと同時に、長時間労働の歯止めになる残業代の支給っていうのに、そこにつながっていくわけなんですけども、

結局、授業の準備とか、打ち合わせすることとか、保護者との対応、書類の作成など、目に見えないところでのそういう仕事が、やっぱり時間外になってこざるを得ないという状況でありますので、教員が専門職としての役割を果たして、発揮していくためにも、子どもたちに向き合うためにも、教員の異常な長時間労働をなくしていく必要が、ほんまに今すごく求められてると思います。

今回の請願は、そういった問題を解決するために、何とか政府にそういう現場の声を届けて欲しいと、そういう声がこの中に込められると思いますんで、何とかやっぱりこの委員会としては、皆さんの賛同でその声を届けていけるようにして欲しいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） 次に、反対の立場で討論ありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願の学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するためというふうに文言が書かれておりますが、この項目 1 の学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすることっていうのは、納得できるのですが、2 番の長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給を可能とする給特法の改正をおこなうことっていうのに対しては、残業代を支給したからといって、この長時間労働を抑制することにはつながらないというふうに感じます。また、国のほうでは、2025 年に文科省のほうで、通常国会のほうで給特法の改正案として、今現在、教職員に対する調整額が 4 % 基本給支給されていることを、10 % 以上、約 13 % ぐらいには調整額を調整していこうということも言われておりますので、なかなか残業代を払うからといって長時間労働を抑制するっていうことは無理だと思いますし、そのことをするのであれば、もっと学校の働き方改革のほうで、加配の教員で

あるとか、少数職の配置増を強硬に訴えていったほうが良いと思いますので、この件に関しては反対とさせていただきます。

○委員長（堀内和久君） 次に、賛成の立場で討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（堀内和久君） 起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

それでは、40分まで休憩いたします。

（午前11時29分休憩）

（午前11時40分再開）

○委員長（堀内和久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 所管事務調査（市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について）

○委員長（堀内和久君） 次に、市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について 所管事務調査を行います。

本調査に関しましては6月24日と8月22日に資料の説明を受け、また9月2日と本日、学校現場の視察も行いました。それらを踏まえて、質問やご意見等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午前11時43分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

そしたら、現地調査を行なった結果、本日の質疑ということにさせていただきたいと思います。委員の皆さんから質疑等ございませんか。

どっちでもいいですよ。どっちって言うてくれたら。今日も込みで。

岡本委員。

○委員（岡本喜好君） 紀見北中学校の件について教えてください。

今、南海さんがちょっとパイプで止めてくれてるみたいな、なんですけども、今後のその部分の処置の方向性と、あとキュービクルって言うんですかね、電源の部分が埋まる可能性もあるよってことで、そちらについては、現状維持のままなのか、移設するのか、高く上げるのか、ちょっとそういった方向で、どのように今後検討されてるのかだけ教えてください。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） お答えします。資料のほういろいろ失礼いたしました。

まず、紀見北中学校についてなんですけども、こちらのほう、学校の敷地内にですね、壁を作りまして、土砂を受け止めるような形を、まず基本に考えておるところです。そういったものを作ったうえで、キュービクルにつきましても、土砂を受けるような壁が作れないかってのは、まず今、考えているところです。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君） すみません。紀見北中学校の北側の池なんですけど、あれ組合のほうから市が管理するようになって、この間行ったときも奥のほうで、ちょっとどれたりしてるところもあるんですけど、あの辺の水を抜き、集まってくるところなんで、埋めたりっていうのは無理やと思うんですけど、その辺の管理っていうのは、今後どうされていきますか。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） 池になりますので、ちょっと所管の部署とも相談させてもらいながら、ちょっと検討していきたいと思います。

○委員長（堀内和久君） ほかに。なかったら、私、いいですか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） もう端的に申し上げますけど、結局、今日の境原、適正規模・適正配置じゃなくてね、長寿命化の観点の工程スケジュールで言うたら、優先順位っちゅうのは予算のバランス、長寿命化っていうのは3年で1校しかできへんみたいな雰囲気になつとる、別にそれは予算が可能であれば、同時進行でできるのかどうか、せなあかんときはせなあかん。高野口なんかは、長寿命化計画とまた別枠で書いてあるから、議会の答弁、辻本先輩からも言われたんで、それ以上は言わないですけど、結局は過去の整合性ですわね。何言いたいかっちゅうのは、ゲリラ豪雨、水害もそうですけど、日々、年に一回の井出掃除であつたりとか、環境整備を疎かにしてあつたところがあつて、ゲリラ豪雨とかこういう土砂災害とか、災害の台風とか来たときに、結局、吸水能力であつたりとか、耐えられない状況になつとるっていうのが、僕は技術屋じゃないですけど、いろんなとこ見てきた結果の現場見ての一つの答えが、私出とんです。ボーリング調査せえとは、

別に一般質問みたいなことは言わないですけど。

だから今後ね、適正規模・適正配置がどうなつとる、長寿命化の工程がどうなつとるかじゃなくて、学校っていうのは避難所でもあるし、地域のコミュニティの場っていうのはよく言うんですけど、ソフトばかりは大事にしてくれとるのは生涯学習、学校教育がようやくくれとるのはわかるけども、教育総務って言ったら学校の維持管理を主とするところが、そこが疎かになつてたんとちゃうのっていうことが一つ指摘させていただきたいんよ。これについて過去の検証っていうのはどうなつとるかっていうの、これ答弁いただきたい。今後そこをどうしていくか。もう草ボウボウで、日当たりも悪い循環もできない。例えば、経済部長とか農林振興課長に頼んで、林業の補助使って伐採してサイクルしてもらつとか、市の土地の部分と、市が隣接しとる可能な土地の部分。ここら辺ちゅうのは、やっぱりどういうふうに関後調査していくんか、この二点伺いたい。お願いします。

○副委員長（垣内憲一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） まず一点目の過去の検証についてなんですけども。現時点で、なかなか万全にできてないところ、箇所ありますので、そういったところが結果的にはできてないということなので、それはもう真摯に受け止めていかないといけないと思います。

先のほうにつきましても、おっしゃられたような関係のする部署とか、自分たちでもそうなんですけども、できるだけ状態を改善できるように取り組んでいきたいと思っています。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 所管事務なんで、もうこれ以上、でもええ結果出してもらわんと、こちらも報告、報告で受けてやって「はい、そうですか。」っていうわけにはいかないので、やっぱり市民から負託を受けて全議員こうあがってきとるわけですから、境原の地域、高野口の地域、紀見北の地域

って、地域で言うたらコミュニティの場ってなりますけど、橋本市の財産ですわ、ハードは。これ維持管理していくのは教育総務課の責務やと思うんですよ。だからその辺は、今後徹底していただかないと、今日行った境原の駐車場の法面は、強度がどうのこうのじゃなくて、あれは人的ですよ。裏の山どうのこうのっちゅうのはわからんでもないですよ。整備して、これから林業とか農林とかいろいろな協議して、使える補助金使わせてもうたらええと思いますけど、あっちの里道のとこって言うんかな、あの辺は桜も埋まっとるし、建てたときは、ああじゃなかったはず。この維持管理っていうのを徹底してしてこなかったから、ああいうふうになるんですわ。

だからその辺はきっちり、やっぱり現場へ入ったらわかるんでね。落ち葉の件もそうですわ。木がおっきなってきたら当然、危ない。落ち葉が風で吹く、とゆに詰まる、雨漏りする。ええサイクルちゃいますよね。やはり、公民館と同じぐらいね、やっぱり大事なコミュニティの場なんやから、その辺は教育総務課は徹底してやっぱり管理していただきたい。

答弁ください。もうそれ以上聞きません。

○副委員長（垣内憲一君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） 施設の管理十分できるように、今後取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） 要望というか、気つけて欲しいんですけども。今後、新しく公共施設をつくるっていうことは、ほとんどないんかなと思うんですけども、従来からああいう住宅開発地に学校なんかつくるときには、開発業者から多分土地は提供していただいていると思うんです。紀見北についても多分、おそらく南海から提供していただいていると思うんですよ。あの端ね。そやけど、やっぱり学校建てる時には、つて言うか、公共施設すべてですけども、建

設するときには、やっぱり将来の災害的なこともね、見越したところへ、やっぱり建てるのが、僕、基本やと思うんです。建てた後で何かあったときにはね、もらった、まあ言や南海に、ちゃんとどないかせよとかね、そういう虫のええ話はせんとかね、やっぱり安全なところより、いただいた土地の中でもより安全なところに、特に子どもの施設については建ててやるというね、そういう配慮、これからはちゃんと考えたって欲しいなと思うんです。そうでないと、後でまた災害でどうのこうのっちゅうてね、言うのもこれもね、つまらん話やし、その辺、今後十分注意して欲しいなと思うんです。当分の間、そんな施設は建てることはないと思いますけどもね。高野口の問題もあるやろうし、よく検討して、場所をちゃんと選んで建てて欲しいなと思います。

○委員長（堀内和久君） 答弁いいですね。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 質疑がないようですので、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 52 分休憩）

（午前 11 時 53 分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

本件については、これをもって調査を終了いたします。

5 所管事務調査（（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について）

○委員長（堀内和久君） 次に、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 所管事務調査を行います。

調査の理由、目的については、第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づいて行なった、保護者や地域関係者等への説明会の内容の把握及び（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定

状況やその内容について調査を行い、同計画に対する提言を行うことを目的としています。

本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、提出資料等について、当局より説明願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 担当より報告させていただきます。

よろしくお願いします。

○委員長（堀内和久君）学校再編推進係長。

○学校再編推進係長（東 和宏君）それでは、資料のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページご覧ください。こちらは第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針説明会・意見交換会の開催結果です。5月25日から8月3日まで、表のとおり延べ16回の説明会を開催いたしました。説明会では、第2期基本方針の内容について説明し、意見交換を行いました。また、当日発言できなかった方や保護者で欠席された方から意見を記入いただいた用紙を回収するなど、広く意見をいただいております。

2ページご覧ください。2ページから12ページにかけて左側に説明会でいただいた意見など、また右側に教育委員会議での現在の検討状況を記載しております。まず、

（1）学校再編方針について、①望ましい学校規模の考え方についてですが、第2期基本方針で、多様な学習形態での学びや、多様な考えに触れることなどから、望ましい学校規模を、1学年2学級以上とした小学校の基本的な考えた方に対し意見としまして、小規模な学校のまま進めて欲しいというご意見いただいております。これについて、教育委員会議では、児童数が増え、多様な学びや人との関わりの中で培われていく力があり、小学校でも多様な学びや人との関わりの中での体験の中で成長して欲

しいと考えております。ただ、将来的には、児童生徒数の状況により、望ましい学校規模の考え方も見直す場合も出てくると考えております。

②学校再編の基本方針については、個別の学校再編方針についてご意見いただいております。教育委員会議では、学文路小学校と清水小学校の再編統合については、橋本小学校も含めた3校での再編統合を検討しております。また、境原小学校と城山小学校の再編統合については、改めて災害対策としてのハード対策の実施について検討し、統合時期を延長したうえでの、境原小学校と城山小学校の再編統合の検討を進めています。

③統合場所については、統合後の学校の場所を決める基準について質問いただきましたが、学校施設の規模や老朽化の状況、また、統合後の通学手段等を総合的に考慮して決定していきたいとしています。

④統合時期については、ゆっくりと期間をかけて統合を行なって欲しいという意見や、できるだけ早く統合して欲しいという意見がありました。学校再編の時期については、現在、変更に向けて検討しているところです。

⑤分校や小規模特認校については、検討して欲しいという意見をいただいておりますが、現在、分校や小規模特認校制度の導入は検討しておりません。

⑥中学校の再編については、中学校の再編の実施の有無について質問がありましたが、第2期基本方針では中学校の再編は実施しないとしておりますが、長期的には4校が望ましいと考えているところです。

（2）教育条件について、①統合後の学校の特色や教育内容については、学校の良さの引き継ぎ方法であったり、廃校後の地域と結びつく教育についてご意見いただいております。学校の良さの引き継ぎについては、再編後の新しい学校へ引き継ぐ内容の取捨選択が必要であり、個別の内容は学校間調整等も行いながら統合準備会で検討を進める考えです。また、地域と結びついた

教育の実施については、学校再編にかかわらず継続していきたいと考えております。なお、より具体的な内容の検討は、新しい学校づくり推進計画の教育方針の中で示していきたいと考えています。

②再編統合前の学校選択については、学校の再編統合前に統合先の学校を選択したいといったご意見いただいています。令和7年度に入学する学校については、学校再編の方針が決まっていますので、これまで同様としております。なお、再編統合前の学校選択を認めるかどうか、再編対象校等の学校運営への影響も考慮し、検討を進める考えです。

(3) 児童生徒への配慮について、①学校間交流については、人間関係の不安や心配から、事前の交流を実施して欲しいとご意見いただいております。事前交流については、学校間調整や移動手段の確保などが必要になりますが、対面の交流など学校と協議しながら検討していきます。

②支援体制については、支援を必要とする子どもや変化する人間関係の対応についてご意見をいただいています。これには、再編統合した学校へ専門職も含めた支援体制の確保や時間をかけた丁寧な対応などを検討しています。

(4) 安全対策について、①通学路については、新たな通学路の安全対策や防犯対策の必要性や行動範囲が広がることへの心配などのご意見をいただいています。これらへの対策として、ソフト面では、通学路の危険箇所の把握や情報共有、また、見守り活動の継続など、地域との協働による安全確保に取り組んでいきたいと考えています。また、ハード面の対策では、必要に応じて警察や道路管理者と連携もしながら、計画的に通学路の安全点検や対策の実施を考えております。

(5) スクールバスについて、①対象者については、廃校となる学校の児童生徒を対象としたことに対して、統合先の学校の児童も対象にすることや、統合までの期間も通学支援を行うこと。また、市内すべての

学校で、学校が遠い子どもたちのためにスクールバスの実施を検討して欲しいなどのご意見いただきました。検討状況としては、スクールバスの対象者は、学校再編に伴う児童生徒の負担を最小限とする趣旨から、廃校となった校区のうち、距離要件を満たす児童を対象としております。

②バスの乗降の安全については、バスの乗降場での見守り活動には、保護者の負担が必要であること。児童の乗り過ごしなどへの対応。乗降場の安全対策などのご意見をいただいています。これに対しては、バスの乗り降りや、学校の出欠確認など保護者と学校が児童生徒の登下校の情報を共有できる仕組みづくりの検討や、見守り活動を引き続き地域との協働により実施することを考えております。

(6) 学童保育について、①学校再編における学童保育の方針については、統合後の学童への送迎などの予定であったり、再編対象となった学校で、学童保育の運営団体が異なった場合の具体的な方針を提示して欲しいなどの意見をいただいています。学童への送迎については、統合後も、現在の学童保育の場所と変わらないのであれば、学校からスクールバスにより、学童への送迎を実施することを検討しております。また、再編に伴う学童保育の対応は、十分な話し合いの中で検討を進めますが、保育の場所をどうするのか、運営団体によって異なる保育料の差額への対応などは、検討が必要と考えております。

(7) 災害対応について、①災害対応については、土砂災害警戒区域への対応などについてご意見をいただきました。検討状況には、市内小中学校のソフト及びハード対策を今後の予定も含めて記載しております。

②境原小学校の災害対策については、境原小学校の災害対策としてのハード対策について実施すべきとのご意見をいただいています。境原小学校東側の土砂災害特別警戒区域については、令和7年度で予算措置を要求し、市長部局と協議を行っております。また、境原小学校北側の土砂災害特別警戒

区域については、巨大地震でのリスクを排除できないことから、基本方針のとおりとし、再編統合の時期を延長したうえで、城山小学校と統合するとしております。なお、資料には、地震の場合として、北側斜面が学校施設や運営面にもたらす影響を想定できないと記載しているのは、この調査は、大雨の場合の調査としていることから、影響を想定できないとしております。

(8) 全般について、①まちづくりの視点については、学校がなくなることで人口が減少するなどの意見や、学校がなくなった後の地域づくりについて非常に心配であるという意見がありました。学校教育では、橋本市に来てもらえるような教育を目指すとともに、第2次長期総合計画の内容など、市が行なって取り組みについても、今後も説明していく考えです。

②跡地活用については、廃校後の跡地活用の予定に関する質問や、十分な活用を希望するなどのご意見いただいています。こちらは、地域の意見も聞きながら跡地活用を検討していく考えです。

③子どもの気持ちについては、学校再編について、子どもたちの意見も聞いてあげて欲しいとの意見をいただいています。これに対しては、教育委員会では、子どもたちに再編の賛否そのものを聞くのは、いろいろなものを背負わせてしまうことになるので難しいと考えています。一方で、子どもたちの不安であったり、これまで積み重ねてきたことへの気持ちを聞いて対応していくことは大切なことだと考えております。

④情報の周知については、説明会の開催について十分な周知を行うこと。将来当事者となる若い世代への情報発信をして欲しい。また、いろいろな情報を、すばやく・細かく・丁寧に情報発信して欲しいといったご意見をいただいています。説明会・意見交換会の周知については、広報やホームページ、地域の回覧を行いました。次回以降の説明会の周知については、LINE等の活用も検討し、情報発信については、丁寧に実施してまいります。

⑤紀ノ光台の指定校変更については、令和7年度から隅田小学校か境原小学校を選択したいや、一方で、仲がいい友達と離れないようにして欲しいなどの意見をいただいています。境原小学校の統合時期が延長となる場合は、紀ノ光台の指定校変更の方針について、令和8年度を目標に地域と協議を進めていく考えです。

最後に13ページ、3. 学校適正規模・適正配置の進め方です。上段が当初の予定、下段が現在の予定です。現在、教育委員会で第2期基本方針の変更協議を進めています。なるべく早い段階で説明会・意見交換会を再度行い、その後に、第2期基本方針の変更を決定したいと考えています。また、(仮称)新しい学校づくり推進計画の策定を開始し、パブリックコメント等を経て計画の決定を行う予定です。

資料の説明は以上です。

○委員長(堀内和久君) ありがとうございます。説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

暫時休憩いたします。

(午後0時07分休憩)

(午後0時07分再開)

○委員長(堀内和久君) 再開いたします。

高本委員。

○委員(高本勝次君) スクールバスの件についてお聞きたいんですが、統合される学校の生徒については、2kmを超えたらスクールバス、統合するほうの、もともとある学校のほうは、距離的に、こういう2kmっちゅう基準決めてないのでね、後で子どもたちや保護者の間で問題、これ聞いたときすごく矛盾するような、統合されるから2kmと、そうでなかったらってことでバス出さないってことになったら、後でかなり問題出てくるんじゃないかと思うんですけど、それは、そういったことを想定されておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（堀内和久君） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君） このスクールバスの要件なんですけども、再編に伴って学校の場所が変わるという形で、通学条件が今よりも不利になるって形になりますので、そのために条件見直してスクールバスを使っていたらいい形になりますので、もとの学校については、そのままという形で、今、考えるところです。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 今、いただいたご質問については、過去に一般質問でも同じことを聞いていただいた場面あったかと思えます。そこで教育委員会として、私自身としては、そういった課題があるっていうことはわかります。これまで、再編によって条件が悪くなったという学校については、そんなに多くなかったけども、今回の取り組みによって、かなりの学校が対象になります。そうすると、反対に対象でない学校についても同じように考えていく必要があると思えますけれども、これはまた別の枠組みの中で、そしたら全体でどうしていくかっていうことは考えていく必要があるということで、前にお答えさせてもらったとおりです。

今回については、同時にはできませんけれども、そのところについては、今後、考えていく必要があるという認識は持っておるところです。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。高本委員いいですか。

どうぞ、高本委員。

○委員（高本勝次君） 私、お聞きしたいのは、想定して、想定って言うか、そういう保護者、子どもたちの意見が出るいうことを想定されてないように聞くんで、想定されてないんですね。もし出た場合どうされるのかなと思うんですけど。

○委員長（堀内和久君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 説明会においても、そういったご意見もいただきました。今、話しさせてもらったような説明をさせていただいております。

ただ、心情的にはなかなか納得しにくい状況かも知れませんが、別な枠組みとして取り組んでいかないといけないことかなと、そんなふうに思います。

○委員長（堀内和久君） よろしいですか。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） ありがとうございます。一般質問等でやっとなるんで、できるだけかわしていきたいと思うんですけど。

2回目の説明会入っていくかと思うんです。適正規模・適正配置の所管事務調査申し入れたタイミングと一般質問の通告と、やっぱりずれとなるんで、こんなにも適正規模・適正配置パート2が続けて来るとは正直思ってなかったんで、被る、それだけ議員の皆さんの本気度っていうのは伺えます。地域性もあるんで。ただ、最初のテーマで言うと、一番最初の報告案件のときに、至ってシンプルに、もうちょっと柔軟に、緩やかに、ゆっくりっていうことが、まず一番印象にありました。あともう一点が、調査していく中でのハードの問題点、今日行かせていただいた境原が軸になると思うんですけども、結局、災害の指定やさかいにっていう言葉が一人歩きして、だったら統廃合に賛成に決まっていますよね的な感じ、あと、スクールバスが出たら、当然、隅田になるんで、バス乗れるんやったらって、もともとバスの要望出てましたよね、紀ノ光台これから発展途上というか、人増えてくるであろうと、この辺の整合性が私の中で取れないんですね。

だから、議会で別に説明会を送り出したわけちゃうんですよ。行くっていうことは止めれへんし、市長の命令において、教育長の命令において、こと、アクションを起こすときは説明責任は当然やと思うんで、地域住民に説明に行く前に、ちょっとこれは早いんじゃないかなっていう話、こっちで、この委員の皆さんは確かそう言うたと思うんです。それを無視してとは言わないですけども、結局世論の反応と私ら議会の反応が一緒やったっていうことは、教育委員会さんちょっとこれ、私らを軽視し過

ぎなんちゃうん。私らって言うていいのかわかんないですけど。計画の段階で、6か年計画をもって、6か年計画以上をもっていつて欲しいっていうふうには、意見は言うたと思うんです。その結果、皆さんの意見を聞いて回って来て、そうでしたって、また5年とか、3年で行くって言うといて、ずれた時点で何らかの責務って出てくるとちゃうんですか。混乱呼び起こしとんやから。3年で行くって言ったときに、オーバーワークとタイムスケジュールで、どっちみちずれるとちゃうのっていう意見もあったんではないんかなって、この辺についての責任っていう問題。どなたかお答えいただきたいのが一点。

もう一個がハードで、境原ってなってるんですけども、やっぱりさっきの長寿命化と被るところですけども、調査ときっちりその辺ハードと二人三脚できてないのに、県のハザードマップがとか上位法に基づいて、上がこない言うとるから危ないんやって言うて、何らかの措置もソフトで打ってきたって答弁してますけど、ここは所管事務なんで、きっちりと命に関わることっていうのは、責務を果たしてないのに、調査してないのに、維持管理してないのに、なぜ、そういったことが進めれるんっていう話。説明会にどういう気持ちで臨んでんのっていう話。この二つ、僕ちょっとどうしても聞きたい。お願いします。

○副委員長（垣内憲一君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） まず、一点目のことになりますけども、確かにこの6月議会のときに、いろんなご意見を賜りました。その中では対象校、今回、学校再編で8校あったんですけども、6校しか行けてなかったんです。というので、もう私らとしましては、2期方針の説明をして意見交換が今回の目的でしたので、もう途中で意見を賜ったんですけど、それを残りの2校を割愛するってことはできませんでした。また、議会の前にも区長理事会等で地域の意見も聞かせて欲しいっていうことを投げかけてありましたので、一通りはちょっと回らせ

ていただかないと、行ってること行っていないところが出てきますので、そこはもう間あいたんですけど回らせてもらったっていう形です。

それから、二点目のハード対策ができてないのに、どういった気持ちで説明会に臨んだかっていうとこなんですけど。もう、それはもう私たちもすごい複雑で行きました。もうそれはですね、実際、過去のこともあるって、ハードとして対応ができていない状況で保護者さまから、地域の方からも、そういったご意見も出てくるだろうっていうのが想定できながら、ソフト対策という形で、お答えさせてもらったんですけど。その部分は、もう本当のことなので、もうそれは、今後、この学校再編という形で説明をさせてもらったんですけど、どういった形で行ったかっていうと、我々としても正直しんどかったところです。ですが、2期方針の内容を伝えなければ意見もらえないので、学校再編を中心に議論をさせていただいた次第です。

以上です。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） 辛いことは現実なんで、ちゃんとハードの部分に関しては、そういう維持管理も怠ってきてソフトでごまかして、ごまかすっちゃうか、対応してきたけども、この説明に臨みたいっていうことと、ほんで、過去と未来の整合性を図るために途中で止めるわけにはいかん。全部行かなあかん。この平等性は当然理解してますよ。でも、最初のスタートラインの前に、説明会に臨む前に、文教厚生建設委員会で指針投げとるわけでしょ。私らは市民の代表として、ここもうちょっとこうやったらどうやっていう話を投げかけたにもかかわらず、あなたらの意思決定っていうのは変わらず行ったわけじゃないですか。私言いたいのはそこなんですよ。覚悟決めて行っとなやったら、それで押し通すって言うんやったら、結局、2期計画で意見もうたら曲げやすいですわよ。市民に降りて話ししとんやから。区長会さんの意見もい

ただいとんやから。でも、私らのほんだら意見ってどうなるんですか。市民の代表である我々の意見が、6か年、7か年、8か年かけて緩やかにいって、二人三脚していかうよって言うた意見はどうなるんですかって言うとんですよ。ここ議会と当局と両輪で上手に回ったら、反発の摩擦ってもっと抑えることできたと違うのって言うてるんよ。これって一番大事なことなんちゃうんですか。二元代表制の中で。そこをおろそかにしたんですよ。そんなつもりやなかったって通らんでしょう。

所管事務はハードとソフトもあるけども、スタートラインの確認に対して、そこが、議員の皆さんから、確かその意見で統一されたと思いますわ。総務経済委員会の半分は統一されてないけども、でもこれだけの見識ある議員の皆さんが、緩やかにいこうっていうことを切に願ったのに、3か年でいくって、そのスタートラインで、もう3年で間に合わんじゃないですか。それに対しての反省の色っていうのはないの。どうぞ。

○副委員長（垣内憲一君） 教育長。

○教育長（今田 実君） この場で、文教厚生建設委員会でご意見をいただきました。私たち考え、その時に考えていたことは、未来のことも当然そうですし、今ある子どもたちの中で、やっぱり環境を変えていったほうがいいかなと思う状況もあったりもします。ですから、その中で、そこは意見の違いっていうのは出てくるかもわからないけれども、今の子どもたちの状況も考えたうえで、年数を決めて、その時点では説明に行かせていただきました。

言われていたように、時間を少し置いてということも聞かせてもらう中で、でも反対に、早く進めていって欲しいという意見もいただいております。そこをどうこれから意見交換しながら、まとめていくかということのを大事にしていきたいなと、今、私自身は考えています。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） もう私言いたいののはね、教育長の言うことは的を射てますけど、スタートラインの時点で、私らの意見がどうやったかっていうことと、結果論がイコールに近かった、もうちょっと緩やかになっていうのはあったと思うんです。うちの学校潰さんというよとか、そういう細かい意見出るっていうのと同じぐらい、早く進めてよっていう言葉も確かに出るかもしれない。でもそれは境原とか防災の区域ってなったら、あの学校へ行ったら危ないさかいに早くしてよっていう意見と、早くしてくださいっていう意見の色をちゃんと分別できとんかっていうことになるじゃないですか。境原以外で統廃合を支持します。もっと早くしてくださいって言うた意見がどこにあるかって、多分書かれてない。教育委員会議に基づいて話するとね、私らの意見、報告案件で、半年前の報告案件で来たときに、教育委員会議の議事録でも、ちょっと緩やかにスピードでいったらどうやっていう意見も教育委員会議でも出とったと思うんで。教育委員会議と、民意である私ら市議員と、教育長よく答弁しますやん、教育委員会議で決めますって、スタート前から教育委員会議は緩やかにいったらどうやって出とったんと違うんですか。私ら議会議員とイコールになっとったんちゃうんですか。説明に行った後、民意を聞いた後、結局もうちょっと緩やかになっていう51%以上の意見があったんと違うんですかって、それを申し上げとんですよ。いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 教育長。

○教育長（今田 実君） そういった議論も行いました。しかし、教育委員会としてどう進めていくかということと言うと、2期の方針のとおり、計画立てたとおり進めていこうということで、意見はありましたけれども、その方向で決めて、進めていったということになります。

○副委員長（垣内憲一君） 堀内委員長。

○委員長（堀内和久君） あまりしつこく言いたくはないんやけど、そこで勘違いが

生じとんですけど。スタートラインの時点で、回ってきて意見いただいて2期計画でそういうふうにするっちゅうのは、私らに歩み寄っとるように聞こえるんで、緩やかにっていうのは受け入れたいと思うけども。スタートラインの時点で、教育委員会議で決めます、持ち帰りますって言うて来とるもんが、教育委員会議で待ってくれ、ゆっくりいこうっていう意見と、私ら議会からゆっくりいったらどうですかって言うとなんか無視していったら、今、話聞いとったら、教育委員会としてって今は言うけど、スタートラインのときは教育委員会議に諮るための材料を仕入れる説明をしに行くんだっていう話じゃないですか。矛盾してません。そこが僕はおかしいって言うんですよ。だから気持ちよく最初から握手できて、いずれ来る統廃合は致し方ないよねって、複式ばっかりになってったらいずれは手組んでいかなあかんよね、学校の先生も足れへんなるから、ハードもいずれは悪くなってくるから、いずれは、10年、15年後っていうのは、こういう計画を立てていかなあかんよねって、共に文教、文教は4年に1回、2年に1回変わりますけど、当局も2、3年に1回人事変わりますわよ、それでも指針として一緒にやっていきましょうよっちゅう、歩み寄った意見を無下にしとんですよっていうことを申し上げとんですよ。結果として同じじゃないですか。でしょ。僕はそこに対しての反省を求めとんですよ。でないと、一緒に同じ方向を向いて、地域、コミュニティね、子どもたちのために汗かいて行こうっちゅう同志になれないじゃないですか。そこなんです。それだけ聞かせていただきたいんです。僕は。いかがですか。

○副委員長（垣内憲一君） 教育長。

○教育長（今田 実君） 言われてる思いっていうのは、私自身も受け取っております。自分らの中でも、いろんなことを迷いながら決めていくっていうこともしてきました。その中で言われたような意見もあったっていうのもそうです。しかしながら、教育委

員会として出していったっていうのは、一定の期間、短い期間ということになりますけれども、その形でさせていただきました。その中で議論をしてきたっていうことが私自身としては、全然こう表現の仕方どうかと思うんですけども、無駄にしているつもりはありません。しっかり、これからもそういったご意見に向き合いながら、このことについては、子どもにとって本当にいいこと、いい形はどうなんかっていうことは、しっかり議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀内和久君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） 暫時休憩いたします。

（午後0時24分休憩）

（午後0時26分再開）

○委員長（堀内和久君） 再開いたします。

調査について継続もしくは終了、どちらにいたしますでしょうか。

辻本委員。

○委員（辻本 勉君） すみません。基本方針出てきて、議会とかいろいろ議論あって、一般質問ありました。また、地域説明会終わってるんですけども、いろんな意見を踏まえて、再度検討していただいとるんで、このことについての教育委員会の再検討についても、我々も十分また把握して議論したいなということもありますので、基本計画が出るまでは継続審査でやったらいいんじゃないかなと思いますけども。

○委員長（堀内和久君） ただ今、辻本委員から、本所管事務調査のこれからの説明等もあるんで、いろいろ継続審査を求める旨の発言としてありました。皆さん、よろしいですか。

お諮りいたします。

（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等については、継続調査とし、

その調査期間を調査終了までとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（堀内和久君） ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とし、その調査期間を調査終了までとすることに決しました。

委員長より申し上げます。（仮称）橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等についての所管事務調査は、継続調査とす

ることが可決されましたので、本委員会において、会議規則第 111 条の規定に基づき、本件について閉会中の継続審査の申し出を行うことといたします。

以上で、本委員会の審査、協議事項はすべて終了しました。

これをもって、文教厚生建設委員会を散会いたします。ご苦労さまでした

（午後 0 時 28 分 散会）